

第 5530 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2016年)平成28年 8月15日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 平成27年10月～12月の裁決事例

**Q**：平成27年10月から12月の裁決事例が公表されたそうですが、どのような内容だったのですか？

**A**：次のような内容でした。

### 【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成27年10月から12月の裁決事例を公表しました。

国税通則法関係が4件、所得税法関係が2件、法人税法関係が1件、相続税法関係が1件、国税徴収法関係が1件の全9件でした。

主なものには、次のようなものがあります。

### 【国税通則法関係】

・請求人は、被相続人の子供名義の定期預金は生前に被相続人から贈与されたものなので、これを申告しなかったことについては隠ぺい又は仮装行為は存しないと主張しましたが、審判所は、相続人はこの定期預金を相続財産と認識しながらも、これを関与税理士に告げず、過少申告を行い、その後の調査においても根拠のない答弁を行って隠ぺいする態度を貫こうとしたことは重加算税の賦課要件を満たすと判断しました。

・異議申立て時には存在していなかった処分が、決定がされるまでになされた場合には、その時点で異議申立ての対象とされた処分が存在するに至ったのであるから、それ以降、その異議申立ては適法なものとして解するのが相当であると判断しました。

